

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書^{※1}

が入札書ごとに必要になります。^{※2、※3}

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する
か否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算にお
いて」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月27日
 広島地方裁判所福山支部
 裁判所書記官 河 合 明日香

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月13日 午前 9時00分から 令和 8年 5月19日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月22日 午前10時00分 場 所 広島地方裁判所福山支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月11日 午後 3時00分 場 所 広島地方裁判所福山支部
特別売却 実施期間	令和 8年 5月27日 午前 9時00分から 令和 8年 5月27日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月27日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- 1 所 在 三原市沼田東町兩名
地 番 1 1 5 8 番 3
地 目 宅地
地 積 4 7 6 . 1 6 平方メートル

- 2 所 在 三原市沼田東町兩名
地 番 1 1 5 8 番 4
地 目 宅地
地 積 1 9 . 7 6 平方メートル

- 3 所 在 三原市沼田東町兩名 1 1 5 8 番地 3
家屋 番号 1 1 5 8 番 3
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき 2階建
床 面 積 1階 1 3 3 . 2 3 平方メートル
2階 6 4 . 8 9 平方メートル



物件明細書

令和 7年11月28日

広島地方裁判所福山支部

裁判所書記官 河合 明日香

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1, 2】

本件土地は、売却対象外の土地（地番1158番1及び1158番2）への通行のため利用されている。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 三原市沼田東町兩名 |
| | 地 番 | 1158番3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 476.16平方メートル |
| 2 | 所 在 | 三原市沼田東町兩名 |
| | 地 番 | 1158番4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 19.76平方メートル |
| 3 | 所 在 | 三原市沼田東町兩名1158番地3 |
| | 家屋 番号 | 1158番3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 133.23平方メートル
2階 64.89平方メートル |



令和 7年(ケ)第 45号

令和 7年11月26日提出

現況調査報告書

広島地方裁判所福山支部

執行官 杉原弘展

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 三原市沼田東町兩名 |
| | 地 番 | 1 1 5 8 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 7 6 . 1 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 三原市沼田東町兩名 |
| | 地 番 | 1 1 5 8 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 . 7 6 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 三原市沼田東町兩名 1 1 5 8 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 1 1 5 8 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 1 3 3 . 2 3 平方メートル
2階 6 4 . 8 9 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	未実施
土地	物件 1, 2
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件 1, 2) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> 雑種地(物件)
形状	<input type="checkbox"/> 公図(法 14 条 1 項地図)のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 上記の者が本件土地に下記建物を所有して、占有している <input type="checkbox"/> その他の者 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
建物	物件 3
種類・構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる(<input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 上記の者が本建物を住居として使用している。 <input type="checkbox"/> その他の者 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある 地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

物件1, 2の土地(本件土地)は, 物件3の建物の敷地として利用されている。

本件土地は本件所有者所有の北側隣地(1158-1, 1158-2)と一体利用されており, 1158-1の土地に本件建物から分割された本件所有者所有の建物(家屋番号1158-1 倉庫)が存在する。

本件建物の浄化槽が1158-1の土地に跨がって設置されている。

本件土地は, その南側を用悪水路(1286 三原市沼田東土地改良区)を介して農道(1259 建設省 公衆用道路)に接面している。

前記北側隣地から農道への通行は, 本件土地を介してなされている。

前記北側隣地の北側の土地は地積測量図及び建物図面には堤防敷と記載され, また, 物件1の土地は1158-1の土地から, 物件2の土地は1158-2の土地から分筆されていることからすると, 売却により本件土地に北側隣地を袋地とする袋地通行権が成立する可能性がある。

本件建物1階のLDKの床が傾斜しており(評価人が水平器で確認), 玄関西側の掃き出し窓の開閉が困難な様子が観られた。

本件建物の門柱には, 所有者の旧姓の表札が掲げられている。

本報告書に添付した写真には, 広角で撮影したものがある。

関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	<p>本件建物は私の住居として利用しています。</p> <p>本件土地建物については何人との間にも貸借関係はありません。</p> <p>本件建物は平成29年にリフォームしています。本件建物は北側に下がっていたため, 和室から北側は根太や巾木も取り替える等大規模に行いましたが, 直りきってはなくビー玉が転がります。</p> <p>玄関横の掃き出し窓は建付けが悪く, 無理矢理開けると閉まらなくなる窓もあります。</p> <p>ムカデもよく出ます。</p> <p>本件建物の浄化槽は, 北側隣地に跨がって設置されています。</p> <p>本件建物の水道は漏水しているようで, 2月間で8000円から13000円くらいだった水道料が23000円くらいになり, 「使用料・料金等のお知らせ」でも, 漏水の疑いが指摘されています。</p>

執行官の意見

本件土地建物には, 所有者の陳述に沿った占有が認められ, 第三者の占有の表徴は観られなかった。

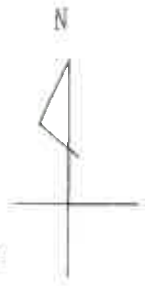
(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年10月18日(土) 13:00-13:20	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影 所有者から占有状況等聴取
7年10月20日	広島法務局尾道支局	公図, 地積測量図, 建物図面, 登記 事項要約書交付申請
7年10月21日		期日通知書送付
7年11月12日 12:50-13:40	物件所在地	物件確認, 立入調査, 写真撮影
7年11月25日	広島法務局尾道支局	公図, 全部事項証明書(堤)交付申 請
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 証人を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入 った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所記載のとおり

土地建物位置関係図
14条1項地図と建物図面を合成

No. → 写真撮影位置・方向



地区外

北側隣地
堤防敷

1158-1
家屋番号
1158-1

物件(3)
1158-3
物件(1)

1159

1157

用器水路

農道 1259

1314

1264

1265

1195

119

建物間取図

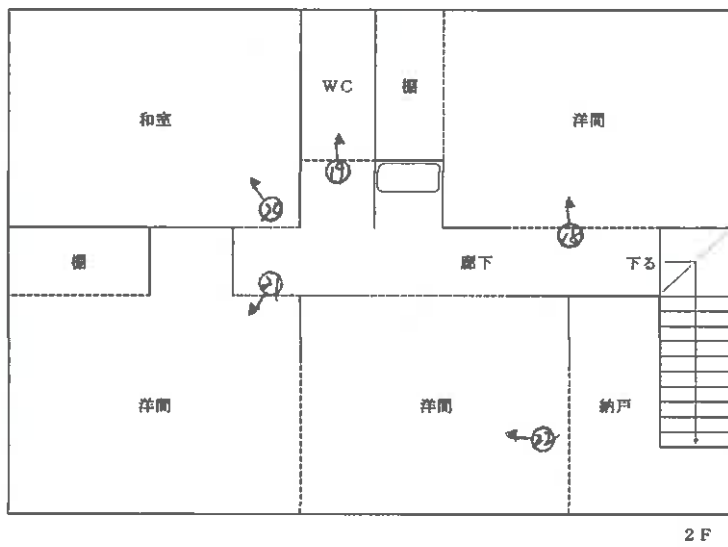
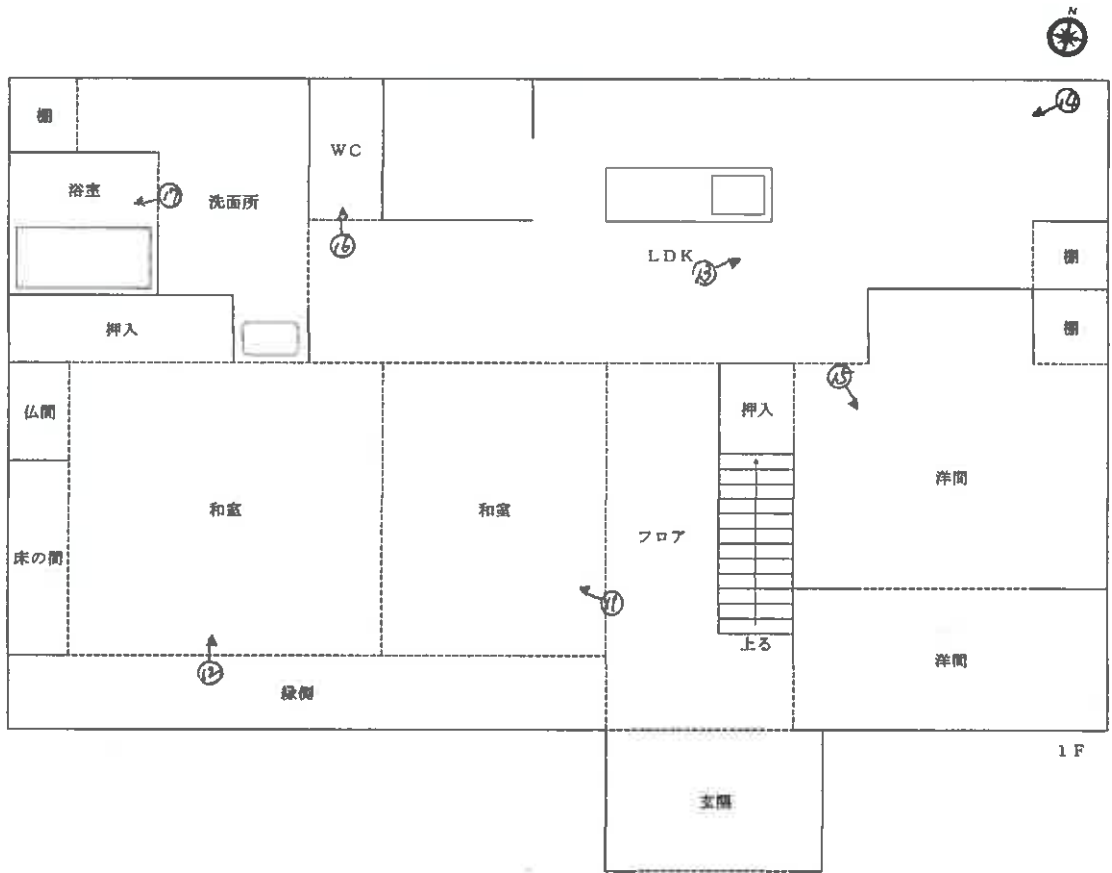


写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真 10



物件 1,2 (敷地)

写真 11



写真 12



写真 13



写真 14



写真 15



写真 16



写真 17



写真 18



写真 19



写真 20



写真 21





令和 7年(ケ) 第 45号
令和 7年 11月 12日 現地調査
令和 7年 11月 27日 評 価

広島地方裁判所 福山支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

廣瀬 啓文

第1 評価額

一括価格	
金 4,840,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 1,621,000円
物件2(土地)	金 67,000円
物件3(建物)	金 3,152,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1、2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	三原市沼田東町兩名 1 1 5 8 番 3 宅地 476.16㎡	同左
2	所在地 地目 地積	三原市沼田東町兩名 1 1 5 8 番 4 宅地 19.76㎡	同左
3	所 家屋番号 種 類 構造 床面積	三原市沼田東町兩名 1 1 5 8 番地 3 1 1 5 8 番 3 居宅 木造かわらぶき 2階建 1階 133.23㎡ 2階 64.89㎡ 延べ 198.12㎡	同左
番号	特記事項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1、2）

位置・交通	J R山陽本線「三原」駅 南西方・直線距離約5.2 k m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	農地の中に住宅が点在する地域。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 － 70% 400% なし 宅地造成等工事規制区域
画地条件	規模 495.92 m ²	間口 約 22.0 m 奥行 約 22.5 m 形状 ほぼ長方形 接面状況 中間画地
接面道路の状況	南側 約4m 舗装農道 高低差 ほぼ等高 (建築基準法第43条1項但書道路)	
土地の利用状況等	現状は物件3の建物が存する。 隣地は宅地、田。 目的外建物 なし。	
供給処理施設	上水道	接面道路の本管敷設 あり※ 本物件内への引込 あり ※ 東方約120mに本管があり、私設管により本物件内に引込している。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし
	公共下水	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし
特記事項	三原市建築指導課で事前相談の結果、本件建物は建築時に農家住宅として建築確認申請がなされ、その後一般住宅として用途変更の許可を得ており、第三者が取得し住宅として居住及び建替えをすることは条件付で可能と思われませんが、詳細な計画が不明であるため、具体の資料をもって再度協議が必要である旨の回答を得た。なお、買受希望者自身による確認が必要である。 上水道の検針表に水漏れの疑いがある旨の記載がある。 北側隣地（1158-1、1158-2）は、本件土地から分筆されており、売却により本件土地に袋地通行権が成立する可能性がある。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	物件3 主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成 4 年月日不詳新築 経 過 年 数：約 34 年 経済的残存耐用年数：約 6 年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： 漆喰等 内 壁： ビニールクロス、砂壁等 天 井： ビニールクロス、底目天井等 床： フローリング、畳等 設 備： 電気、給排水、浄化槽等 その他： 特になし
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	やや劣る
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	浄化槽の一部が北側隣地（1158-1）の地中にはみ出ている。 建具の建てつけが悪い箇所、壁がずれている箇所、床が若干傾いている箇所等がある。 7年位前にリフォームしている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1、2)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	14,300	1.00	476.16	0.85	1	5,788,000
2	14,300	1.00	19.76	0.85	1	240,000
一括価格 (合計)						6,028,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を幅員約4m舗装農道に略等高接面する地積約500㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格 (三原-12)

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
17,500	$\frac{98}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{120}$	14,300

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： 必要なし。

◇地域格差： 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

なし	1.00
相乗積	1.00

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件3)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
3	165,000	198.12	0.08	1	2,615,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
34 年	6 年	40 年

残価率	観察減価
0 %	50 %

$$\text{現価率} = [\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数})] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.08$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格(円)
	ア	イ		ア×イ
1	5,788,000	0.50	法定地上権	2,894,000
2	240,000	0.50	法定地上権	120,000
一括価格(合計)				3,014,000

イ 土地利用権等割合 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格(円)	土地利用権等価格の控除及び加算(円)		占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額(円)
	ア	イ					(ア+イ)×ウ×エ×オ
1	5,788,000	—	2,894,000	/	0.80	0.70	1,621,000
2	240,000	—	120,000	/	0.80	0.70	67,000
3	2,615,000	+	3,014,000	1.00	0.80	0.70	3,152,000
一括価格(合計)							4,840,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：上水道に水漏れの疑いがある点、浄化槽の一部が北側隣地(1158-1)の地中にはみ出ている点、本件土地に北側隣地(1158-1、1158-2)の袋地通行権が成立する可能性がある点等を考慮した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（三原-12）

所 在 : 三原市沼田東町片島583番1
価 格 : 17,500円/m²
位 置 : JR山陽本線「三原」駅 南西方 道路距離約6.8kmに位置する。
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 249m²
供給処理施設 : 水道
接 面 街 路 : 北東側6m市道
用途指定等 : 市街化調整区域（建蔽率70%、容積率400%）
地域の概要 : 農家、一般住宅が見られる農地の多い住宅地域。

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1	4,571,136 円	（1 m ² 当たり 9,600 円）、	課税地積	476.16 m ²
物件2	189,696 円	（1 m ² 当たり 9,600 円）、	課税地積	19.76 m ²
物件3	3,276,583 円	（1 m ² 当たり 16,508 円）、	課税床面積	198.48 m ²

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 位置図（三原市「白図」縮尺1/40,000、1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 地積測量図写し（法務局備付）
- 4 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 5 建物間取図

以 上

位置図



位置図



地価公示 三原-12

評価物件

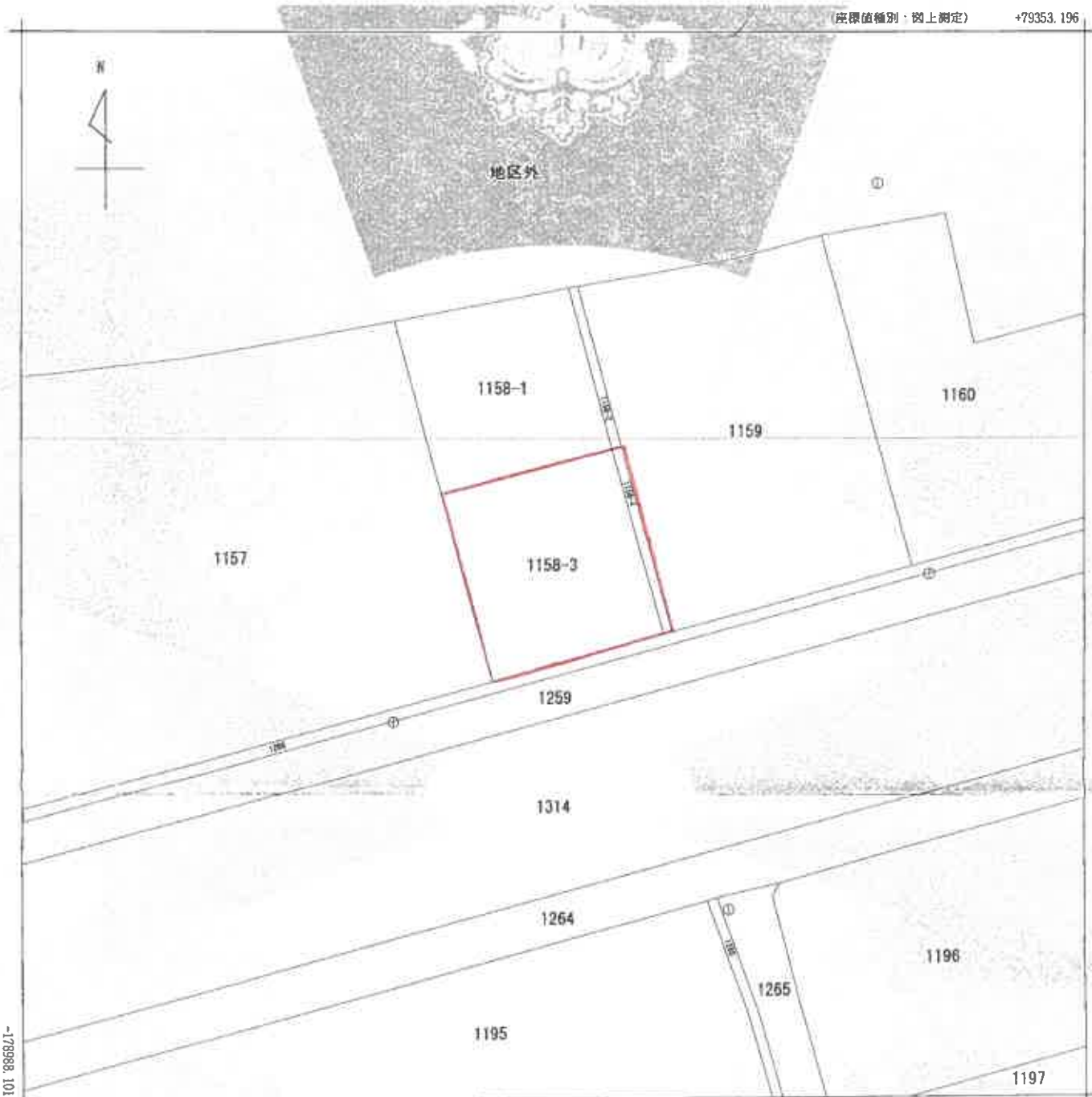
公図写し

A3をA4に縮小

(座標値種別：図上測定)

+79353.196

-178862.101



+79228.196

(座標値種別：図上測定)

地番区域見出
沼田東町両名

請求部	所在	三原市沼田東町両名				地番	1158番3			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地区(法第14条第1項)		種類	土地改良所在図
作成年月日	昭和57年10月			備付年月日(原図)	昭和58年12月19日			補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(広島法務局尾道支局管轄)

令和7年9月9日

広島法務局

地図整理番号：M05866

登記官

(1/1)

登記年月日：平成2年7月30日

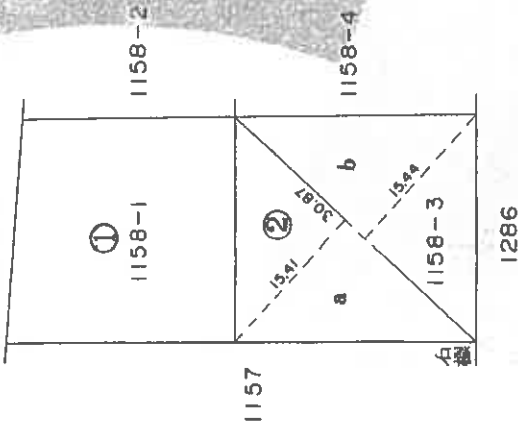
① 1158-1
 ② 1158-1-3
 ③ 1158-1-3
 H27.7.30 ✓

0404102

土地積測量図

地番 1158-3
 土地の所在 三原市沼田東町西名

新堤防敷



求積表

番号	長さ	高さ	積	面積
②	30.87	15.41	475.7067	
③	30.87	15.44	476.6328	
計			952.3395	476.16975 m ²

残地 909m² - 476.16975 = 432.83025

境界線番号 ⑤...石杭 ⑥...プラスチック杭 ⑦...コンクリート杭 ⑧...金属杭 ⑨...金網杭 ⑩...沼み()

作製者

申請人

縮尺 1/500

(社) 四洲工業株式会社 (四洲工業株式会社)

これは図面に記載されている内容を証明した道画である。
 (広島法務局尾道支庁管轄)
 令和7年9月9日 広島法務局 登記官

登記年月日：平成2年7月30日

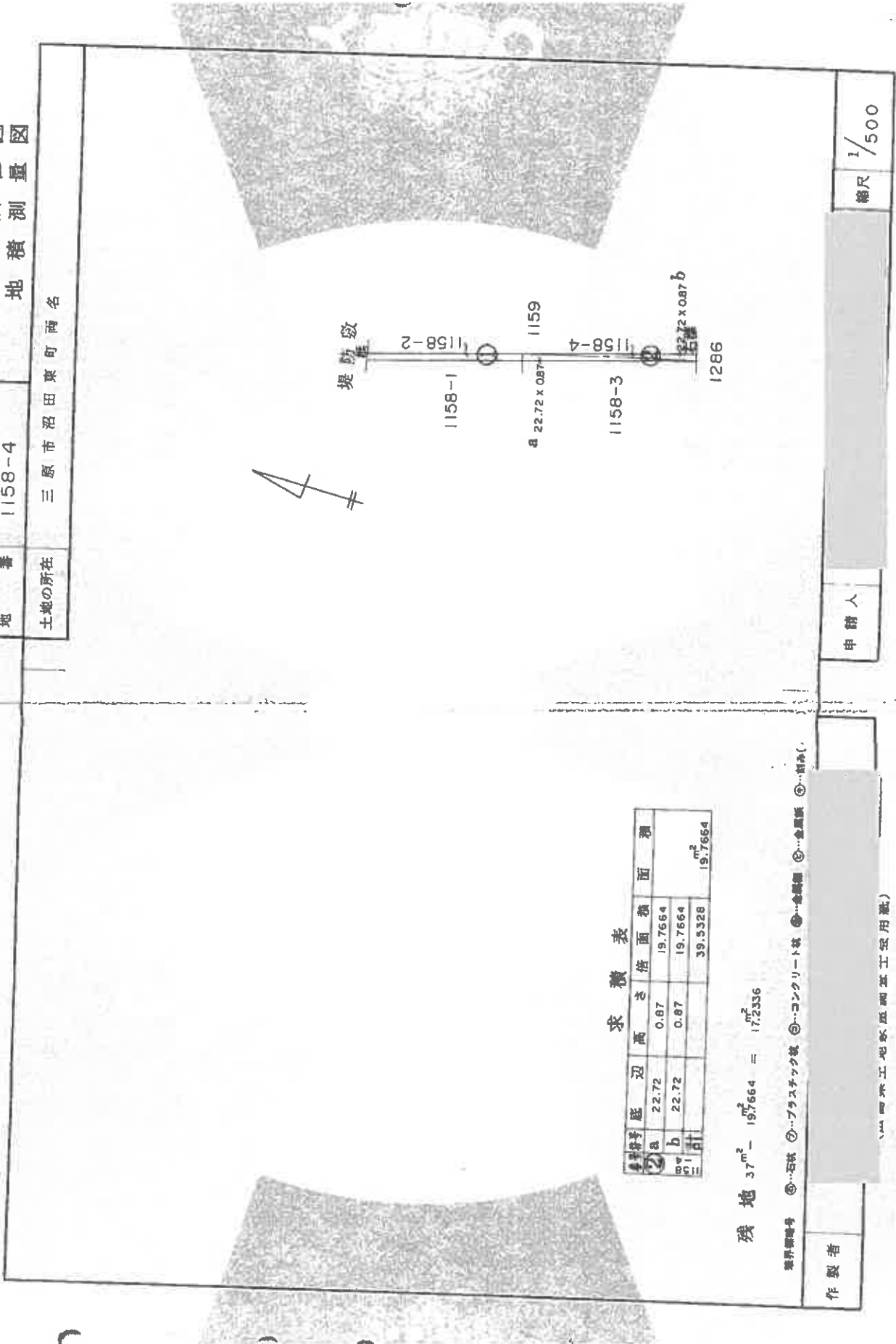
① 1158-2
② 1158-3-4
③ 1158-3-4

H×. 7.30 y

0404103

土地積測量図

地番	1158-4
土地の所在	三原市沼田東町兩名



求積表

番号	底辺	高さ	倍面積	面積
② a	22.72	0.87		19.7664
② b	22.72	0.87		19.7664
③				39.5328
④				19.7664

残地 $37\text{m}^2 - 19.7664 = 17.2336$

案件番号 ①...石坑 ②...プラスチック板 ③...コンクリート板 ④...金網板 ⑤...金網板 ⑥...網糸()

作製者	
申請人	

縮尺 1/500

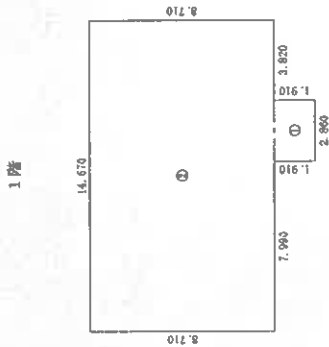
これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(広島法務局経済支局管轄)

令和7年9月9日 広島法務局

登記官

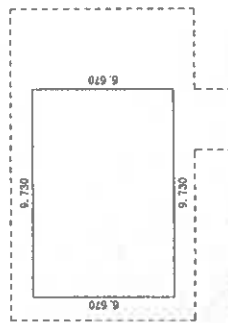
建築物平面図
各階平面図

1158番3
三原市沼田東町両名1158番地3



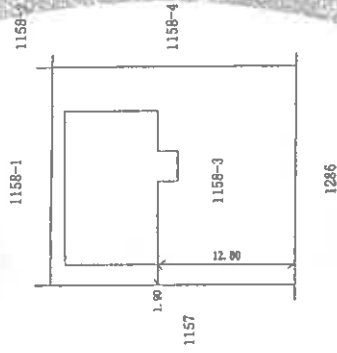
求積表

①	2.860×1.910	$= 5.462600$
②	14.670×8.710	$= 127.775700$
合計		133.238300
床面積		133.23 ㎡



求積表

	9.730×6.670	$= 64.899100$
合計		64.899100
床面積		64.89 ㎡



作成者 [Redacted] 申請人 [Redacted] 縮尺 1/250

縮尺 1/500

(平成29年7月3日作成)

登記年月日：平成29年7月5日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(広島法務局尾道支局管轄)
令和7年9月9日 広島法務局 登記官 [Redacted]

建物間取図

